

○藤枝市民テニス場条例施行規則

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、藤枝市民テニス場条例（昭和 6 0 年藤枝市条例第 3 2 号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定める。

(使用許可の申請手続)

第 2 条 条例第 5 条の規定により、藤枝市民テニス場（以下「テニス場」という。）の使用許可を受けようとする者は、藤枝市民テニス場使用許可申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 申請書の受付は、使用の日の属する月前 6 か月から行うものとする。ただし、市長が特に受付日を定めたときは、この限りではない。

(使用許可書の交付)

第 3 条 申請書の提出があったときは、指定管理者はこれを審査し、使用を認めたものについては、藤枝市民テニス場使用許可書（第 2 号様式。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用許可書の携帯及び提示)

第 4 条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可書を携帯し、係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(利用料金の減免)

第 5 条 条例第 9 条の規定による利用料金の減免は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、テニス場の効用を高める減免として市長に提案し、その承認を得た場合には、所定の利用料金に市長が承認した割合を乗じて得た額を減額することができる。

3 指定管理者は、前項の承認を得た場合には、その内容と割合を公表しなければならない。

(利用料金の減免申請)

第 6 条 利用料金の減免を受けようとする者は、藤枝市民テニス場利用料金減免申請書（第 3 号様式）を申請書を提出する際併せて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、利用料金の減免を承認したときは、藤枝市民テニス場利用料金減免通知書を交付する。

(使用許可の取消願)

第7条 使用者が使用許可の取消しを願い出ようとするときは、藤枝市民テニスコート使用許可取消願(第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第8条 条例第10条ただし書の規定による既納の利用料金の還付の額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第10条第1号に該当するとき 全額
- (2) 条例第10条第2号に該当するとき 全額又は一部
- (3) 条例第10条第3号に該当するとき 全額又は一部

(遵守事項)

第9条 テニスコートに入場する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けずにテニスコート内において、物品の展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (3) 許可を受けた以外の器具等を使用しないこと。
- (4) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(使用後の点検)

第10条 使用者は、テニスコートの使用を終わったときは、直ちに、使用した施設、設備等を原状に回復し、係員の点検を受けなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前に廃止前の藤枝市民テニスコート条例施行規則(昭和60年藤枝市教育委員会規則第18号)の規定により作成された様式は、この規則の規定にかかわらず当分の間使用できる。

附 則(平成26年1月29日規則第1号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の各規則の減免対象の追加規定については、平成26年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。この場合において、適用日以後に使用、利用等をする場合の事前申込みがあった場合に

についても、減免対象の追加規定を適用するものとする。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 26 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用等に係るもので施行日以前に提出された藤枝市民テニス場条例施行規則第 6 条第 1 項の規定による減免申請書のうち、NP0法人藤枝市体育協会より提出された申請書は、NP0法人藤枝市スポーツ協会より提出されたものとみなし、施行日以後に行う施設の使用等に係るもので施行日以前に承認された藤枝市民テニス場条例施行規則第 6 条第 2 項の規定による減免通知書のうち、NP0法人藤枝市体育協会に対し交付した通知書は、NP0法人藤枝市スポーツ協会に対し交付したものとみなす。

附 則（令和 3 年 3 月 1 日規則第 10 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則を施行の際、現に改正前の藤枝市民テニス場条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和 4 年 1 月 15 日規則第 46 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 1 月 15 日規則第 11 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の各規則の規定については、令和 8 年 4 月 1 日（以下この項において「適用日」という。）以降の使用又は利用の申込みから適用する。この場合において、適用日前に使用又は利用の申込みがあった場合については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第5条関係）

区分	免除及び減額の率
市又は教育委員会が主催で使用する時。	免除
市又は教育委員会が共催で使用する時。	50%
NPO法人藤枝市スポーツ協会が主催で藤枝市民等を対象として使用する時。	50%
市内に住所を有する者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条に規定する障害者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児並びにこれらの者と同数以内の介助者が使用する時。	免除
市内の社会福祉関係団体等が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する障害者及び障害児の社会参加を支援することを目的に使用する時。	免除

備考 「藤枝市民等」とは、藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者又は市内の団体をいう。

第1号様式(第2条関係)

藤枝市民テニスコート使用許可申請書			
		※受付 第 号 年 月 日	
(あて先)			
申請者 団体名 住 所 氏 名 電 話			
次のとおり藤枝市民テニスコートを使用したいので申請します。			
使 用 日 時	年 月 日 午 前後 時 分から (曜日) 午 前後 時 分まで		
使 用 目 的	練習・試合・大会()		
使 用 施 設	テニスコート ・ 会議室 ・ 談話室 ・ 更衣室		
使 用 面 数	面	使 用 人 数	人
※ 利 用 料 金	円	内	テ ニ ス コ ー ト
		訳	会 議 室
※ 許 可 コ ー ト 等	1コート・2コート・3コート・4コート・5コート・ 6コート・7コート・8コート・壁打コート・会議室		
※ 備 考			

※印のところは記入しないで下さい。

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

藤枝市民テニスコート使用許可書

使用者名

代表者

住所

許可者

下記のとおり使用を許可します。

使用目的				人数		催事名			
料金区分、減免等									
NO	使用施設				使用日時		減免前料金		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
料金	円	減免額	円	請求額	円	納付 済額	円	未納額	円

第3号様式(第6条関係)

藤枝市民テニスコート利用料金減免申請書				
年 月 日				
(あて先)				
申請者 団体名 住 所 氏 名 電 話				
次のとおり藤枝市民テニスコート利用料金の減免を受けたいので申請します。				
使 用 日 時	年 月 日 午 前 時 分 年 月 日 午 前 時 分			
使 用 目 的				
使 用 施 設	テニスコート ・ 会議室			
減 額 ・ 免 除 を 受 け よ う と す る 理 由				
※ 利 用 料 金	円	内 訳	テ ニ ス コ ー ト	円
			会 議 室	円
※ 減 免			※ 徴 収 額	
免 除	減額 円	円		
※通 知 年 月 日	年 月 日	※通知番号 第 号		

※印のところは記入しないで下さい。

第4号様式(第7条関係)

藤枝市民テニスコート使用許可取消願			
年 月 日			
(あて先)			
申請者 団体名 住 所 氏 名 電 話			
次のとおり藤枝市民テニスコートの使用許可の取消しを願います。			
使 用 日 時	年 月 日 午 前 後	時 分	から 年 月 日 午 前 後
使 用 目 的	テニスコート ・ 会議室 ・ 談話室 ・ 更衣室		
使 用 施 設	年 月 日 使用許可番号 第 号		
取 消 し の 理 由			
還 付 金 振 込 金 融 機 関 名 及 び 口 座 番 号	銀 行 信用金庫 農 協	口 座 番 号	
		口 座 名 義	

※口座名義の氏名は、使用許可を受けた者の氏名と同じであること。

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 3 号様式（第 6 条関係）

第 4 号様式（第 7 条関係）